

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	若築建設株式会社			コード	1888
提出日	2025/6/2	異動（予定）日	2025/6/27		
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。 ・現在独立役員として届け出ている前田克典氏が、定時株主総会の終結の時をもって任期満了となり、退任するため。				
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）														異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
１	岩田 光宏	社外監査役	○							△							新任	有	
２	澤井 謙一	社外監査役											○						
３	朝倉 康夫	社外取締役	○													○		有	
４	原田 美穂	社外取締役	○										○					有	
５	森田 隼人	社外取締役	○										○					有	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	岩田光宏氏は、2021年3月まで、当社の主要取引先である住友信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行）の業務執行者として勤務しておりました。	岩田氏は、2021年3月まで当社の取引金融機関である住友信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）の業務執行者でありましたが、既に退任後相当期間経過しており、出身会社の意向に影響を受ける立場にありません。 また、当社は同行以外の複数の金融機関と取引を行っており、同行の意向により当社のガバナンスに影響を与えるものではありません。 当社は、同氏の経験と幅広い見識に鑑み、当社の社外監査役として十分に役割を果たすことができると考えております。 以上のことから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないものと判断し、独立役員として指定しております。
2	澤井謙一氏は、当社の取引金融機関である株式会社千葉銀行の取締役を2017年6月に退任しております。なお、当社は同行以外の複数の金融機関と取引を行っており、同行の意向により当社のガバナンスに影響を与えるものではありません。 また、現在、同氏は株式会社総武の取締役会長、および東方地所株式会社の監査役を兼職しておりますが、2025年3月期において同社との取引実績はありません。	澤井氏は、金融機関での長年の経験と取締役として培われた幅広い見識を有しており、当社は、これらを活かして客観的および中立的な立場から当社の社外監査役として十分に役割を果たすことができると考えております。
3		朝倉康夫氏は、学識者としての高度な学術知識と幅広い見識を有しており、客観的な立場で、経営全般に対する助言・提言を頂くことを目的に社外取締役候補者となりました。 また、一般株主と利益相反の生じる恐れがないものと判断し、独立役員として指定しております。
4	原田美穂氏は、原田司法書士合同事務所に入所しております。当社は同所との間に登記に関する取引があり、2025年3月期の取引金額は僅少です。	原田氏は、司法書士として法務全般における幅広い知識と十分な見識を有しており、リーガル・コンプライアンスの見地から客観的な立場で適切な助言・提言を頂くことを目的に社外取締役候補者となりました。 また、原田司法書士合同事務所との取引は、当社および同所の事業規模に比して僅少であります。 以上のことから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないものと判断し、独立役員として指定いたしました。
5	森田隼人氏は、シャボン玉石けん株式会社の代表取締役社長であります。当社は事業所での使用等を目的に同社の商品購入の取引があります。また、当社と同社の間に工事請負契約の取引はございません。	森田氏は、企業の経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、経営の監督機能・透明性向上のため、当社の経営全般に対し、客観的な立場から助言・提言を頂くことを期待しております。また、同氏が代表を務めている企業は環境に優しい事業を展開しており、当社のSDGsへの取組み強化には同氏が必要であると判断し、社外取締役候補者となりました。 また、シャボン玉石けん株式会社との取引は、当社および同社の事業規模に比して僅少であります。 以上のことから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないものと判断し、独立役員として指定いたしました。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。